

奈良県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年七月二十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第十二号

奈良県行政組織規則の一部を改正する規則

奈良県行政組織規則（昭和三十一年七月奈良県規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一奈良まほろば館の項中「東京都中央区日本橋室町一丁目」を「東京都港区新橋一丁目」に改める。

附 則

この規則は、令和三年七月二十六日から施行する。